

令和6年度「東京都環境影響評価審議会」第3回総会 議事録

■日 時 令和6年6月27日（木曜日）午前10時00分～午前11時15分

■場 所 対面及びオンラインの併用

■出席委員

柳会長、奥第一部会長、宮越第二部会長、飯泉委員、日下委員、玄委員、高橋委員、羽染委員、水本委員、宗方委員、保高委員、渡部委員、渡邊委員

■議事内容

受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告（6 月）

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	都営狹江団地建替事業	令和 6 年 5 月 31 日
2 環 境 影 響 評 価 書	都市高速鉄道第 7 号線品川～白金高輪間建設事業	令和 6 年 5 月 17 日
	都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業	令和 6 年 5 月 17 日
3 事 後 調 査 報 告 書	春日・後樂園駅前地区市街地再開発事業（工事の施行中その 3）	令和 6 年 5 月 16 日

令和 6 年度
「東京都環境影響評価審議会」
第 3 回総会
速 記 録

令和 6 年 6 月 2 7 日（木）
対面及びオンライン併用

(午前10時00分 開会)

○石井アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、東京都環境影響評価審議会総会に御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員21名のうち13名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、これより令和6年度第3回総会の開催をお願いいたします。

○柳会長 はい、承知しました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいます。

なお、本会議の傍聴は、ウェブ上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室)

○石井アセスメント担当課長 傍聴人の方が入場されました。

○柳会長 ただいまから、令和6年度東京都環境影響評価審議会第3回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、受理報告を受けることといたします。

それでは、受理関係について、事務局から報告をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、受理関係について御報告いたします。

お手元の資料1を御覧ください。

6月の受理報告は、環境影響評価調査計画書1件、環境影響評価書2件、事後調査報告書1件を受理しております。

区分、対象事業名称及び受理年月日につきましては、資料を御確認ください。

なお、このあと、調査計画書の概要を説明していただく「都営粕江団地建替事業」につきまして、本日御欠席されている第二部会の廣江委員より質問を預かっております。後ほど紹介させていただきます。

○柳会長 それでは、初めに、「都営粕江団地建替事業」環境影響評価調査計画書の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたします。

まずは、事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室してください。

(事業者入室)

○柳会長 事業者の方、本日は御出席ありがとうございます。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事業者の方から説明を受けることといたしま

す。準備ができましたら、御説明をお願いいたします。

なお、説明される際、冒頭で自己紹介をしていただき、併せて他の出席者についても御紹介ください。その上で御説明をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○事業者 住宅政策本部の都営住宅兼再編利活用推進課長でございます。

本日は、再編利活用推進課の職員２名と、委託業務受注者の現代企画社の１名が同席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

資料は、お手元のピンク色の冊子となります。

初めに、冊子１ページを御覧ください。

事業者及び環境影響評価の実施者は、東京都でございます。

対象事業の名称は、都営狛江団地建替事業。

対象事業の種類は、住宅団地の設置でございます。

続いて、２ページ、３ページを御覧ください。

本事業は、昭和４１年から昭和５０年に建設され、築後５５年あまりを経て、建物及び設備の老朽化が進行している都営住宅団地５０棟、１７６２戸を建て替えることにより、バリアフリー化された良好な住宅の供給、魅力とにぎわいを備え、環境にも配慮した市街地環境の形成などを目指すことを目的としております。

計画地は狛江市和泉本町四丁目に位置し、京王線国領駅の南東約１．３km、小田急線狛江駅の北西約１．６kmに位置する、約８．６７haの区域です。

続いて、６と７ページをお開きください。

建替えは、全体を５期に分けて実施いたしまして、既存の４階から５階建て中低層住宅５０棟を除却の上、５から８階建ての中高層住宅１７棟を建設する計画で、これに併せて、団地内に４か所ございます公園を、計画地の西側に集約する計画でございます。

続いて、１０ページを御覧ください。

繰返しになりますが、本事業は既存住宅の建替え工事であるため、現入居者の仮移転先の確保、周辺環境への影響等を考慮し、全体を５期に区分し、建設工事を実施いたします。

工事は令和８年度に着工し、令和２７年度に完了する予定でございます。

最後に、８３ページを御覧ください。

環境影響評価の項目は、表のとおり、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障

害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの計 10 項目を選定しております。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御質問等がございますか。

環境影響評価調査計画書の部会審議については、第一部会で行っていただきますが、調査計画書についての部会審議は、項目選定及び項目別審議に引き続き総括審議となりますので、事業者に対して確認しておかなければならない点がありましたら、質疑応答をしていただければと思います。

それでは、最初に、廣江委員からの質問を、事務局から説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 それでは、廣江先生からの質問を読み上げさせていただきます。

質問事項は、全部で 5 つです。

1 つ目は、計画地内の建替え前後での公園面積はどうなっているのか。都市計画公園に統合する計画なのかというものです。

2 つ目は、団地は段階的に建て替えられる計画であるが、計画地内の公園はいつ頃から利用できる計画なのかというものです。

3 つ目は、約 8 6 0 0 m²の新たな創出用地は、どのような目的で利用される用地なのかというものです。

4 つ目は、第 1 期から第 5 期までの工事範囲は、どのような理由で設計されたのか。環境的な配慮からなのか、居住者数で等分したのかを伺いたいというものです。

5 つ目は、第 1 期から第 5 期の工事区域、工事時期と密接に関連すると考えるので、計画地北西の慈恵医大病院、南東の市立緑野小学校、北側の前原公園に対する環境配慮はどう考えているのか。騒音・振動、低周波をイメージしているが、ほかの評価項目も含めて伺いたいというものです。

いただいている質問は以上となります。

○柳会長 それでは、事業者の方、よろしくお願いいたします。

○事業者 5 点の質問について、順番にお答えいたします。

1 点目は、公園の面積の従前、従後ということですが、従後の面積につきましては、従前の面積以上の面積となっております。

続いて2点目、団地の都市計画公園の利用できる時期ということですが、公園については第5期を予定してございますので、第5期の建替工事が終了後になります。

3点目、創出用地の利用ですが、創出用地は2か所ございますが、東側については未定でございます。西側につきましては、こちらも未定ですが、公共施設を計画しており、市と調整してございます。

4点目は、期別が5期までございますが、工事範囲の決め方ということですが、これについては、まず1期は、建築基準法上の耐震基準を満たしていない住棟がこちらに集まっておりますので、こちらを1期としまして、あとは、現在5階建ての建物が多いですが、エレベーターのない住棟を優先的に建替えをしていくということで、早い期に設定をしてございます。

最後、近隣の病院、小学校、公園への配慮ということですが、こちらについては13ページで工事用車両の搬入ルートに記載してございますが、例えば小学校の部分に工事車両が通らないようにとか、前原公園の前は、第4期の工事でこちらを使う可能性はあるのですが、できる限り工事動線、工事車両が通らないようにということで、配慮を現時点ではしております。

回答は以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、日下委員、お願いいたします。

○日下委員 計画書は第一部会で審議されるということですが、大気汚染で今回、苦情がいくつか来ていて、また、光化学オキシダントとか環境基準を満たしていないということで、そこに気をつけるべきだと思いました。

もちろん、光化学オキシダントは、寄与率とかが現在でもなかなか推定するのが難しいので、環境影響評価に含めないということは基本的にそうなのですが、住民の方とかが見たときに、何の苦情かは分かりませんが来ていることと、基準を満たしていないという2つのことを考えると、選定項目の中で、光化学オキシダントはそういう、いろいろ予測とか寄与率とかが見積りが難しいからやらないということを書いておいたほうが、今回の場合はいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○柳会長 事業者の方、お願いします。

○事業者 承知いたしました。

○柳会長 日下委員、それでよろしいでしょうか。

○日下委員 はい、それで結構です。

○事業者 すみません、先ほど、大気汚染について苦情がというお話だったのですが、苦情は入ってございません。

○日下委員 そうですか。50ページの表6.2.9に、何の苦情かということは書いてないですが、大気汚染に関する苦情件数の推移で、令和3年度までの統計だと思います。統計こまえ（令和3年度版）なので、3年度版からの統計だと、3年までは割と毎年苦情が来ているような感じで。

その後は、これは令和3年度版の統計資料なので、その後については分かりませんが、その後、劇的に改善されていなかったら同じような状況が続いているとしたら、何かしら言ってくる可能性があるといけないので、ちょっと心配になって私が発言しました。

苦情がないというのは違うのではないかと。統計こまえが令和3年度版なので、その苦情が分からないというだけで、3年まではあったということだと思えるのですが、いかがでしょうか。

○事業者 これは狛江市の市内に関する苦情でございます。

○日下委員 そうですね。場所が分からないと書いてあるので、どこか分かりませんが。ただ、そういうことが来ているということは、あまり無視しないほうがいいのではないかと思います。

○事業者 はい。無視はできないと思いますが、現時点で、本事業に関することについて苦情は来ていないということです。

○日下委員 そうですね。それは分かるのですが。

「なぜ光化学オキシダントは選定しないのだ」とか、「そういうことを環境基準に出したらより悪くなるかもしれないのに」と考える住民が出てこないとは限らないと思って、私はやらない理由を書いたほうがいいと。

一般的に、予測はアセスでは取り扱わないですが、だけど、そのことを書いておいたほうがいいのではないかと、安全策みたいな感じで思ったのですが、いかがでしょうか。評価報告書の段階でもいいと思いますが、どこかに書いたほうが安全だと思います。

○事業者 はい、そのとおり対応してまいります。承知いたしました。

○日下委員 結構です。

○柳会長 よろしいでしょうか。

事業者の方は、当該の苦情ですが、狛江市全域に係るものだと思いますが、具体的にど

ういうものかは、事業者としてきちんと把握しておかれたほうがよろしいかと思いますので、また調査が進むにつれて、そのことについても事業者から触れていただければと思います。

それでは、宗方委員、よろしくお願いします。

○宗方委員 先ほど、この計画では緑地が増えるというお話でしたが、計画書の4ページの現状と7ページを比較すると、都市計画公園が非常に大きいものがどんとできるのは喜ばしいのですが、既存のプランニングだと小規模な公園がかなりあちらこちらに配置されているのですね。

したがって、住宅団地の中はかなりプライベートなところと受け取られる公園が多々あるケースと、それから、外からも自由に入って来られる大きなものがあるということは、かなり公園とか緑地の意味が居住者とか周辺から変わってくると思うのですが、その辺の集約した意図なりを、プランニングという意図を教えてくださいませんか。よろしくお願いします。

○事業者 公園の集約化につきましては、狛江市との協議でこのようになってございまして、都としては、市の意向を踏まえた形で計画をしております。

また、団地を少し高層化いたしますので、団地間のところに若干空地ができて、そこを緑化するという配慮というか、そういった空間はつくれるようになります。ちょっと駐車場も多いですが。

以上です。

○宗方委員 たくさん緑があるところはいいと思いますが、駐車場とも隣接してあるので、そういった外構計画などはできるだけ、高齢者の方も多く住むでしょうし、滞留しやすい場所など、公園と設定しないでも、いろいろと設計の中で配慮していただければと思います。

コメントでした。以上です。

○事業者 ありがとうございます。

○柳会長 それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 こちらは第一部会案件ということで、ここでもしか伺う機会がないので、いくつか質問させていただきたいと思います。

要は、温室効果ガスが項目に選定されていますが、どのようなレベルでの温室効果ガスの削減をお考えかということ、大きく言ってしまうと、これが一つの質問になります。

細かく言いますと、要は建物ですので、建設の時点でどういう設定にするかによって温室効果ガスの排出量がかなり変わってしまうところがあると思います。ですので、東京都が推進している太陽光の設置はもちろんのこと、断熱性の基準とか、あとは、例えばガスを使わないような、オール電化にして太陽光発電を使えばゼロエミッションになると思いますので、そういうことまでお考えなのか。

あと、今、駐車場の話が出ていましたが、駐車場にEVチャージャーとか、場合によっては水素のチャージャー等を設置するのかどうかといったことを、今伺いたいと思います。

お答えできる範囲で構いませんので、よろしくお願いいたします。

○事業者 東京都の、こちらの団地に限らずですが、今後、建替えをする住宅につきましては、断熱性能はまず、ZEH水準で建替えを行うこととしてございます。また、太陽光発電機も設置することを原則としております。

また、EV充電器につきましても、細かい数字は忘れましたが、何台かに何基のEV充電器を設置するというのを基準設計としてございますので、そういった点で温室効果ガスに貢献していくというところを考えてございます。

○渡邊委員 ありがとうございます。

今、太陽光を設置するとおっしゃっていましたが、できることならばというか、これが非常に長く使われるということを考えますと、基本的に全戸の電力消費を賄えるだけの太陽光を設置することが必要だと思うのですが、そのようなお考えだと理解してよろしいでしょうか。

○事業者 都営住宅は賃貸住宅でございますので、基本的には共用部分の電力を賄う分の太陽光発電を設置する考え方でございます。

それを上回る分は売電をするというのが、今、都営住宅の方針というか、そこを基準としてございまして、専用分まで電気をということになると、都営住宅にお住まいの方の機器等の状況も様々ですので、そこまでは見込んでございません。

○渡邊委員 また、EVチャージャーに関しましても、パーセンテージを決めてというお話だったと思いますが、新車に関してはガソリン車を販売しない方向に変わってきている中で、何戸に1台かしか、ある一定の割合しかEVチャージャー等はいれないという、そういうお考えなのでしょうか。

○事業者 EV充電器を現在、順次既存住宅についてもつけてございますが、そもそも駐車場自体の利用率が大分低い状況でございまして、どちらが先かというのもあるのですが、

時代背景が変わってくれば、E V 充電器をたくさんつけられるようにということで、E V 充電器をつける戸数の割合も決めていまして。さらに、空配管とって、いつでも事業者の方が入ってきてつけられるようなものも何割ぐらいつけるとか、そういったことも配慮はし始めております。

ですので、時代が変わって、E V 自動車に皆さん乗るようになってくれば対応はできるということで、現在は対応してございます。

○渡邊委員 何期かに分けて建設されるということでしたので、時間の経過とともにまた設置の割合も変わってくるのかもしれませんが、今まさにおっしゃったように、賃貸住宅ということですので、都の側、貸す側の設置、建設次第で話は変わってくると思いますので、先ほど供用部分だけ太陽光発電になさっていましたが、全面的に太陽光発電をできるだけ供給できるような、モデルになるような取組をしていただければと希望しております。よろしく願いいたします。

○柳会長 事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 できる限り努力はいたしますが。正直なところは、都営住宅なので、国の補助金を使ってございまして、国のほうである程度、設置基準とか、国の基準をもとに私どもはつくっているところがございまして、そこは、都単独のお金でどんどん積極的にやっていくのだということもありますが、それを国の基準を上回ってやるというのは、どこまでできるかというのは頑張りどころなので、そこは御意見を伺ったので、できる限り、20年間にわたる事業ですので、努力をしていきたいと思っております。

○渡邊委員 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、水本委員、お願いします。

○水本委員 水本です。史跡・文化財を担当しております。

私自身の専門の部分が1つと、違うところで質問が1つございます。

まずは自身の史跡・文化財のところ、77ページに図面がありまして、御対応については十全な対応を取られるとは思っておるのですが、この図に対して、今後、狛江市との御連絡を取られる予定というか、狛江市教育委員会の文化財についての事業と連絡を取られることはございますかということがまず1点、既に取られているかも含めて。

それから、もう1つは、公共事業の場合に、事前の試掘調査ということも手法の範疇にあると思うのですが、事前の試掘調査を入れられる御予定が、そういった御相談を含めてあるかどうかということをお伺いしたいと思っております。

理由は、77ページの図にあるとおりで、明らかにこちらは多摩川と野川に挟まれた非常にいい場所で、ずっと昔から人間が住みやすい土地であったがゆえにこういう状態になっていまして、このこと自体も、ここが住宅であることに対して前向きな意味も示していると思うのですが。

その上で、万が一ここに遺跡がないとすると、土地についてネガティブな可能性がありますので、逆に遺跡はあったほうがいいかなと私は思うのですが、このあたり、御対応をどのようにお考えかというのを、まず1点目にお聞かせください。

○事業者 市の教育委員会につきましては、連絡は取っていて、試掘調査をするかしないかを含めて、これから協議しましょうという話になっております。

○水本委員 既に御相談も始まっているということですね。それでは、承知しました。

○事業者 ちなみに、ここは基礎が従前ないので今、予定地はですね。

○水本委員 そうですね。

○事業者 土はいじっていないので。

○水本委員 そういう場合に、むしろ、不時発見というのですが工事中に遺跡が見つかるよりは、事前に試掘を入れて、工事計画の中に、残そうというもし形を取られる場合においては、事前の計画の中にそこを折り込んでおいたほうが、どちらによってもいいということがありますので、そこも含めて狛江市に御相談されるとよろしいかと思います。

○事業者 分かりました。

○水本委員 2点目は私の専門を離れるのですが、12ページと13ページのところを拝見して、こちらは工期が20年間と長くて、1から5期までの工事の工区が分かれていますので、それに対して、13ページの図面が、20年間のトータルで工事車両の出入りがこういう感じになるということだと、おそらく、1期から5期までの間で、車両の通行ルートをメインで使うところが変わっていくかと思いますが、そうすると、周りの住民の方は、この辺を細やかに書いていただいたほうがいいのではないかと思います。

特に気になるのが4期です。2期のところで、4期に小学校に近いルートをお使いになるような形で書かれているのではないかと思いますのですが、2期の工事が完成してから4期に入ることだとすると、4期の走行ルートというのはどのように想定されているのか少し気になりまして。そこまで緻密な感じの図ではないと思いますが、少し気になるもので、お聞かせ願いたいです。

○事業者 この図の矢印をずっと工事車両が通るということではなくて、1期は西側から、

それぞれ期別で矢印のどこをメインにするかというのは変わっています。分かりにくくて恐縮ですが。

できる限り、車両の出入りは1か所なり2か所にして、居住者も移転しながら住み始めますので、近隣の方は当然ですが、居住者についてもできる限り配慮して工事をさせていただこうと考えてございます。

○水本委員 先ほど別の委員が御質問されていましたが、病院とか小学校とか公園が近いので、何期にどこのルートがメインになるのかというのは結構気になるところではないかなと思うのですが、この20年のことですので、おそらく、5年ごとぐらいに変わってきますよね。そのあたりは少し細かい表現が欲しいかなと私などは思ってしまうのですが。

それから、もう1つのそこが気になる理由として、この中で、開発区域に入らないところで、個人住宅なのではないかというところが道路の角とかにいくつかありますので、そのあたりも含めて余計に気になるところですが、何か図の表現とかで工夫されていくような配慮はありますか。

○事業者 今の表ですと、20年間にわたってこの矢印から工事車両が入ってくるように誤解されかねないので、それは少し工夫して、もう少し分かりやすくしていこうと思います。

○水本委員 そうですね。あとは、4期はどうするのかかなというのがどうしても気になってしまうので、そのあたりも含めて御検討ください。

つけ足しですが、前原公園というところのメインゲートというのは、この工事の車両に対してどういう感じになるのですか。

○事業者 メインゲートは本当に矢印の北側ぐらいなので、ここは警備を重点的に配置するなど、配慮してまいりたいと思っています。

○水本委員 そうですね、メインゲート同士が対面にあると、公園はお子さんの利用もあるので、この辺はもう一度、図面の見直しをお願いしたいと思います。コメントです。

○柳会長 それでは、続いて、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 よろしくをお願いします。

環境影響評価の項目に選定されていない点について少しお尋ねしたいのですが、工事完了後の施設の供用に関しての騒音・振動というのは、大きな機械を使わないということで選定されていないのですが、例えば、皆さん家庭でエアコンを使います。

もちろん家庭用のエアコンなので、室外機の規模は小さいので、一台一台の騒音、この場合は低周波音も含むのですが、その低周波音というのは一台一台分は小さいのですが、

こういうある程度規模の大きい団地ですと、一つの棟に大量の住居があつて、おそらくベランダの同じ側に室外機がずらっと並ぶことが考えられます。

そういう場合に、一台一台の騒音、低周波音は小さくても、全体としては大きくなってしまふ可能性もあると思うのですが、騒音を選定しなくて本当にいいのかということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○事業者 室外機ですが、おっしゃるとおり、バルコニー側に室外機を居住者の各々でつけていくことになります。実際には都営住宅の居住者の方が必ずしもエアコンを持っているかという、微妙なところもございまして、そういった意味もあつて、ZEH水準にして断熱性能を上げていこうという根拠にもなっておりますので。

これからはどちらかという、現在お住まいのエアコンの音よりも、将来のほうがエアコン設置数も減っていくという考えもございまして、現時点で項目には入れてございませんが、設計を進めながら、どうしても必要だということであれば、また検討してまいりたいと思います。

○高橋委員 こういう温暖化の時代なので、現状では設置されていない方でも今後設置する可能性もあると思います。なので、今後検討されるということですが、できるだけ検討の対象に含めていただきたいと思います。

もう少し詳しいことは第一部会でまたお話ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○柳会長 続いて、宮越委員、お願いします。

○宮越委員 御説明をありがとうございました。

87ページ、88ページの選定しなかった項目の理由についてお伺いしたいのですが、降った雨の地下浸透についてですが、水質汚濁のところでは、雨水は公共下水道へ放流すると書いてあります。

一方、水循環のところでは、最後に雨水については、できるだけ地下浸透に努めますよと書いてあるのですが、矛盾すると思うのですが、これは、どちらかが多分説明不足なのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。今分かる範囲で教えていただければと思うのですが。

○事業者 基本的には、雨水の浸透ます等で、地下浸透をして、それで受け切れない部分について公共の下水道へ放流するという考え方を持っております。

○宮越委員 それはとても大事なところなので、その旨を両方のところにきちんと書いてい

ただきたいと思います。水質汚濁のところにも、水循環のところにもきちんと書いていた
だきたいと思います。

○事業者 はい。

○宮越委員 というのは、選定しなかった項目の説明は非常に大事で、この後この部分は項
目立てて評価しないということになりますから、理由などはきちんと丁寧に書いてくださ
い。

また、水循環についてですが、地下水位についてはいろいろ理由のところに書いていた
だいてよく分かったのですが、雨水について、現況と比較して変わるのか、変わらないの
かということが書いていないのですが、何か見積りというのはありますか。

というのは、水循環は、もちろん地下水面が変わる、変わらない、それも水循環ですが、
地下水位だけではなくて、雨水の浸透の変化によっても大きな影響を受けますから。

もちろん、狛江市の要綱に基づいて設置する、それはよく分かるのですが、そうであっ
ても、大きく現況とあとが変化したら水循環が変わることになりますから、おそらくそう
ではないと思いますので、今分かる範囲で説明いただければと思うのですが。

○事業者 現時点では、従前、従後の雨水の浸透の状況は把握してございませんので。

○宮越委員 地表面の建物用地とか緑化率とか、そういったものに大きな変化がないのであ
れば、おそらく変わらないのではないかと思いますので、水循環を選定しないのであれば、
その旨をきちんと理由に書いていただければと思います。

もし大きく変わるのであれば、それは当然選定しなければいけないと思いますので、そ
の点、丁寧に御対応ください。よろしくお願いします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

飯泉委員、お願いいたします。

○飯泉委員 よろしくお願ひいたします。

この地域は野川と多摩川に挟まれていて、内水氾濫とか外水氾濫とか、洪水ハザードマ
ップでいうところは氾濫域に入るのかどうかというのを教えてください。

○事業者 少々お待ちください。

○飯泉委員 補足させていただくと、なぜこんな質問をしたかということ、今、宮越委員から
も水循環が変わるというお話がありましたが、ハザードエリアであれば、特にそのあたり
の水循環について配慮する必要があるのではないかと。

ここの浸透率が低くなって河川への流出が増えたということだと、より洪水への危険

性を増すような形になりますので、そのあたりの配慮はどのようになっているのかということと、もしこの場所がハザードに該当するような場合には、この団地の住民の方への洪水時の配慮といたしますか、例えば、電源が水没しないように高く設置するとか、今は地下水を使わない計画になっているのですか、非常時の井戸は何か、生活用水のものを設置しておくとか、そのあたりの防災について教えていただければと思います。

○事業者 ハザードマップですが、まず、多摩川のほうは入ってございまして、野川のほうが第5期のあたりに少し入ってきていまして、50cm未満の区域になります。多摩川はないです。

○飯泉委員 ありがとうございます。

やはりこのあたりは割と地盤が低いところですので、洪水とか水循環について評価対象になっていないのですが、十分に配慮して進めていただければと思います。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、奥委員、お願いします。

○奥委員 基本的なところについて2点、最初にお伺いしたいのですが。

4ページの現況図を見ますと、藤塚保育園が計画地内に入っていますが、この事業を実施した場合に、保育園はどうなるのか。計画地の外に行くのか、どうなのかというところを1点確認させてください。

それから、7ページの図で、先ほど御説明のあった創出用地と保有地についてですが、用途はいつ頃決まることになるのでしょうか。この手続の間にはっきりするのかどうかですね。何にどう使われるのかによって、配慮すべき事項の内容も違ってくるのではないかと思います。できるだけ計画の中身を明確にさせていただくというのが望ましいので、お伺いしたいと思います。

創出用地については、こちらがかなり広いですが、先ほど、公共施設の要望が市のほうから出ているということですが敷地としてはかなり広いですね。公共施設にした場合も、この土地は貸借するという形になるのですか。もしくは、市だけではなくて、ほかの、もしかしたら民間事業者に対しても土地を貸すことがあるのかどうかというのが2点目です。

3点目は、先ほど水本委員から御指摘があった埋蔵文化財について、74ページの最後の文章を見ますと、市の担当部署から試掘の要望が既に出されているということで、計画地の西側街区に対しての試掘要望が出ているということですが、西側街区というのがどのあたりのエリアを対象にしての御要望が出ているのかというところを、お分かりになります

したら教えていただきたいと思います。

以上の3点です。

○事業者 順番にお答えいたします。

まず、保育園についてですが、7ページの都市計画公園の北側、Q棟、都営住宅の1階部分を保育園に移転いたします。

創出用地の時期は未定ですが、基本的には、どちらの創出用地についても公共施設の利用を予定してございまして、民間を現時点で考えてはございません。

土地については、大きいほうの創出用地については市が所有する。小さいほうは都の利用を想定しております。

埋文ですが、市の埋文の調査の、1期の部分の西側から着手しますので、このあたりをまず試掘するのが。

○奥委員 最初に着手するところ。

○事業者 そうです。

○奥委員 はい。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

渡邊委員、チャットに何か書込みされていますか。

○石井アセスメント担当課長 渡邊委員は退室されたようですので、読み上げさせていただきます。

○柳会長 お願いいたします。

○石井アセスメント担当課長 断熱材については、基準が上がることもあり、また、工期が長いので、初期の工期のものでも、先を見据えてより高い基準のものを導入することを計画していただければ幸いです。せっかくの建替えの機会ですので、ゼロエミッション住宅のような、全国の賃貸住宅のモデルとなるようなものを目指していただければという思いですとのコメントでした。

○柳会長 いかがでしょうか、そういうコメントがついております。

モデルになるような建替工事を進めていかれたほうが、都としてもいろいろとPRにもなるでしょうし、そういうところであれば、皆さん住んでみたいと思われると思うのですが。そういう方針を都として示していくことがいいのではないかなという意見だと思います。

世間的には、ゼロエミッション住宅は時代の最先端ですが、東京都もいろいろとゼロエ

ミ政策を取っていますので、先駆けになるような意識で取り組んでいかれることが望ましいのではないかなと、私も思っております。

○事業者 現時点ではZEH水準相当ですが、それで必ずしも満足と思っていないので、世の中はだんだん移り変わっていきますし、都営住宅の基準設計も年度年度で変えていきますので、変える際にはそういった視点も踏まえて検討してまいりたいと思います。

○柳会長 ぜひよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

渡部委員、お願いします。

○渡部委員 自分の専門とは違うのですが、46ページの光化学オキシダントの測定結果についてお伺いしたいのですが、これも、団地のことではなくて、狛江市全体の一地点の測定結果だと思うのですが、環境基準を令和3年度のときに満足していないと出ているのですが、この原因は分かっているのか。

狛江の住宅で、先ほども大気汚染の苦情の件のお話がありましたが、建替えに当たって、住環境として何か問題の発生源になるようなところは分かっているのでしょうか。

○事業者 光化学オキシダントについては、都内、狛江市に限らず、全体的にこういった形で高いということで、原因については分かりません。

○事業者 光化学オキシダントについては、ここは狛江だけしか表示をしておりますが、一般的な都内、神奈川も千葉もそうですが、全域で高い水準で推移しています。

理由については、1つはNO_x、もう1つはVOCとか、そういったものが原因とされていますが、年代によって、例えばNO_xは下がってきていますが光化学スモッグは相変わらず高いので、その辺の要因が若干変化しているとも言われていますが、詳しいことはよく分かっておりません。

いずれにしても、光化学オキシダントにつきましては、狛江市だけの問題ではなくて、全国的な問題と言ってもいいかもしれませんが、そういった理由がございますので、狛江市だけの対処ということにはならないと思います。

○渡部委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、日下委員、どうぞ。

○日下委員 日下です。これは狛江市の一般局で測定していて、一般局は狛江市中和泉というところのようですが、一般的には一般局はどこかの敷地のところでやっているのですが、今回の建替えの場所も同程度の光化学オキシダントではないかと思います。

今、事業者の方がおっしゃったように、ここだけが特に高いわけではなくて、東京都は全体的に満たしていないですね。

もう1つ、原因もある程度分かっているのですが、それで、これがどれぐらい寄与しているのかということは、なかなか評価が難しいということで、それも確かです。

ただ、苦情がオキシダントについて来ているのか、それとも、ほかで来ているのか分からないので、やはり、先ほど会長がおっしゃったように、調べておく必要は事業者の方もあるのではないかと思いますし、やらない理由をきちんと書くとか、そういうことは評価書のときにはやったほうがいいと思います。

なかなか原因とか、これを建て替えたからどれぐらいそれで影響があるのかというのは、評価しづらいところは確かです。確かですが、分かることはきちんと調べておいたほうがいいと思います。

○柳会長 それでは、玄委員、どうぞ。

○玄委員 日影に関しまして、今、基本は、新しい建物を建設することにより周辺地域へどれぐらい日影を生じてしまうかということの評価しているのですが、今回は面積が大きい団地が対象になりますので、団地の外、周りへの配慮も必要なのですが、団地内の生活している人々の健康にも配慮が必要かなと思っているのです。

それで、図について作成する際に、団地内の住民の方への配慮も行うのでしょうか。そちらのほうを教えていただけないでしょうか。

○事業者 団地内の日影についても配慮しております。

○玄委員 承知しました。

それで基準を満たしていないようであれば、日影図等をもとに、例えば全戸の隣棟間隔等も調整していくという理解でよろしいですか。

○事業者 はい。そのつもりでおります。

○玄委員 承知しました。ぜひそれでお願いできればと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、質疑応答についてはこれで終わりたいと思います。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、事業者の方は退室をお願いいたします。

ただ、今後、応答がもう少しスムーズに行くように、質問項目について担当されたコンサルの方も積極的に対応していただくようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(事業者退室)

○石井アセスメント担当課長 それでは、受理報告を続けます。

資料４ページの「都市高速鉄道第７号線品川～白金高輪間建設事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連を御覧ください。

「都市高速鉄道第７号線品川～白金高輪間建設事業」につきましては、令和６年５月１７日に環境影響評価書を受理しましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は、令和５年６月２７日の第４回総会で諮問され、令和５年１２月２０日の第１０回総会において知事に答申されております。

当資料は、評価書案審査意見書と評価書との関連について提示しています。

評価書の追記ページについては、後ほど御確認ください。

まず、騒音・振動の意見として、建設に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値またはわずかに下回る工種があり、また、計画地の開削区間の一部では住宅が近接して存在することから、建設機械の稼働に当たっては、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の騒音・振動の低減に努めることとの内容です。

これに対する評価書の記載事項は、より一層の騒音・振動低減に関する環境保全のための措置を追記したとのことでした。

また、本事業は事業予定期間が約１０年という長期にわたり、一部の工種では夜間工事を実施する場合があることから、地域住民に対して詳細な説明に努めるとともに、必要に応じてさらなる環境保全のための措置を検討することとの内容です。

これに対する評価書の記載内容は、夜間工事を実施する場合の地域住民に対する詳細な説明及び必要に応じたさらなる環境保全のための措置を追記したとのことでした。

地盤、水循環共通の意見として、計画路線周辺は湧水地点や井戸が多数存在している。また、地下水位の調査結果から、地下水に影響が生じた場合、その流動や帯水層に応じて広範囲に影響が及ぶ可能性がある。そのため、工事の施行に当たっては、地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、周辺工事の情報も把握しながら地盤沈下や地下水の水位及び流況の変化の防止に努めることとの内容です。

これに対する評価書の記載内容は、品川駅周辺及び白金換気室付近においては、周辺工

事の情報も把握しながら地盤沈下や地下水の水位及び流況の変化の防止に努めることを追記した。工事の完了後のモニタリングにより地下水位・地盤変位に著しい変動が確認され、本事業との関連性が認められた場合における必要に応じた対策の検討について追記したとのことでした。

史跡・文化財の意見として、計画路線周辺には国指定史跡の高輪築堤跡をはじめとする多くの埋蔵文化財包蔵地及び指定・登録文化財が存在しており、周辺開発に伴って逐次情報が更新されていることから、既存資料を精査するとともに、最新の情報を収集するよう徹底すること。また、事業実施に先立ち、関係教育委員会等と事前調査の有無や保存方法等について早期に十分な協議を行い、適切な措置を講じることとの内容です。

これに対する評価書の記載内容は、事業段階関係区長意見及び都民意見を踏まえ、高輪築堤跡に関わる品川駅周辺の埋蔵文化財の情報収集及び早期に十分な協議を実施することを追記したとのことでした。

続きまして、資料 6 ページの「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連を御覧ください。

「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」につきましては、令和 6 年 5 月 17 日に環境影響評価書を受理しましたので、その内容について説明させていただきます。

評価書案は、令和 5 年 6 月 27 日の第 4 回総会で諮問され、令和 5 年 12 月 20 日の第 10 回総会において答申されております。

当資料は、評価書案審査意見書と評価書との関連について提示しています。

評価書の追記ページは、後ほど御確認ください。

まず、騒音・振動の意見として、建設作業に伴う騒音・振動は、予測結果が勧告基準と同値またはわずかに下回る工種があり、また、計画地に隣接して小学校などの複数の教育施設が存在することから、建設機械の稼働に当たっては、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の騒音・振動の低減に努めることとの内容です。

これに対する評価書の記載内容は、教育施設に関する環境保全のための措置及び、より一層の騒音・振動低減に関する環境保全のための措置を追記したとのことでした。

また、本事業は事業予定期間が約 10 年という長期にわたり、一部の工種では夜間工事を実施する場合があることから、地域住民に対して詳細な説明に努めるとともに、必要に応じてさらなる環境保全のための措置を検討することとの内容です。

これに対する評価書の記載内容は、夜間工事を実施する場合の地域住民に対する詳細な

説明及び必要に応じたさらなる環境保全のための措置を追記したとのことでした。

地盤、水循環共通の意見として、本計画路線は、過去に著しい地盤沈下が生じた地域を通過しており、工事路線が5.2kmと長く、影響する範囲も広くなることから、適切な地点を選定した上で地盤や地下水の継続的な監視を行い、状況に応じた環境保全のための措置を実施することで、計画地及びその周辺における地盤変形等の未然防止に努めることとの内容です。

これに対する評価書の記載内容は、工事の施行中における適切な地点での各種測量の実施による地盤変形等の未然防止及び、工事の完了後のモニタリングにより地下水位・地盤変異に著しい変動が確認され、本事業との関連性が認められた場合における必要に応じた対策の検討について、環境保全のための措置を追記したとのことでした。

廃棄物の意見として、本事業では、約10年の長期にわたり建設発生土並びに建設汚泥等が多量に排出されることから、発生抑制のための十分な検討を行うとともに、搬出先の適切な選定を行い、有効利用、再資源化等を徹底することとの内容です。

これに対する評価書の記載内容は、建設発生土並びに建設泥土等の搬出先の適切な選定に関する環境保全のための措置を追記したとのことでした。

続きまして、5月分受理報告に係る助言事項に対する事業回答ですが、今回はございません。

また、6月分の受理報告に係る助言事項もございません。

受理報告は以上となります。

なお、先ほど環境影響評価調査計画書の概要説明がありました「都営狛江団地建替事業」につきましては、第一部会の委員の皆様は項目に係る意見照会をお送りさせていただいております。7月5日まで、評価項目の選定などについて御意見をお伺いしておりますので、第一部会の委員の皆様におかれましては、何とぞ御意見をお寄せいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、受理報告については以上で終わりたいと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(無し)

○柳会長 それでは、特にないようですので、これを持ちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は、退出ボタンを押して退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午前 11 時 15 分 閉会)